

令和 8 年度

公共施設太陽光設置 KOBE2030 委託業務

仕様書

神戸市 環境局 脱炭素推進課

仕様書

1 業務名

「令和 8 年度 公共施設太陽光設置 KOBE2030 委託業務」（以下、「本業務」という）

2 業務の目的

神戸市（以下、「本市または甲」）では、2050 年カーボンニュートラル実現に向け、再生可能エネルギー発電設備・省エネルギー設備の導入を進めている。

令和 7 年 2 月に改訂された政府実行計画では、「政府及び自治体の建築物及び土地では、2030 年には設置可能な建築物等の約 50%に太陽光発電設備が導入され、2040 年には 100%導入されていることを目指す」とされている。

本市においては令和 8 年 3 月改定予定の地球温暖化防止実行計画で、「政府実行計画の目標を踏まえて太陽光発電設備が設置されることを目指す」旨を明記し、積極的に太陽光発電設備が導入を進めている。まずは 2030 年の目標達成のために、継続的にかつ着実に設置を進めていく。

本募集の目的は事業採算性と脱炭素の両立を目指し、民間事業者から設計・施工から長期にわたる管理に関する一括提案を受け、本市にとって最も優れていると考えられる提案を事業選定することである。

なお、最も優れた提案を行った応募者は、本市の間で契約の締結に向けて詳細協議を行い、合意に至った場合に契約事業者（以下「請負人または乙」）として本紙と契約を締結し、本事業を実施するものとする。また、本提案募集要項の内容は、最終契約の一部となるものとする。

3 業務の概要

①設備の設置（設計・施工）

- ・現地調査及び建物の構造調査
- ・基本設計・詳細設計
- ・最適な設備容量を算出
- ・関係法令に基づく届出等の手続事務
- ・対象施設の屋上又は屋根に太陽光発電設備の施工を行い、系統接続を行う。

②維持管理業務

- ・事業期間中は安定した発電を保つ
- ・安全に発電を継続させることを目的に、設置者独自の点検を行う。また必要に応じ臨時の点検を行う
- ・事業期間中に各施設最低 1 回パワコンを交換し、発電を継続させる
- ・発電実績等のデータ管理を行う

③その他

・請負人が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、すべて契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

・令和 9 年 3 月 31 日までに各種申請及び設置を完了すること。電力供給開始時期は本市と具体的に協議すること。

・各施設 5kW 以上、10 か所合計 200kW 以上を設置し、自家消費を原則とし、年間自家消費量目標は合計 240,000kWh 以上とすること。事業者の責により、年間発電量が当初の想定より、著しく減少する場合は改善すること。

- ・対象施設の状況を踏まえて自ら行った提案を基に、本事業に係る太陽光発電設備の設置について、本市と合意した内容で契約後速やかに施設毎の設計（施工検討）を行うこと。
- ・保守運用については、故障や障害時の対応方法や復旧時間を十分に考慮し、サポート体制を執ること。
- ・業務及び施工については、建設業法をはじめ必要な法的資格等を保有していること。また、本業務を実施する体制の中には建築士法による一級建築士及び第1種、第2種若しくは第3種電気主任技術者の資格を有するものを含めること。
- ・施設毎に、使用機器提案書、施工検討報告書、作業計画書及び作業工程表を作成し、本市の承諾を受けること。施設内での作業においては、可能な作業は事前に実施し、時間短縮に努めること。
- ・施設内での作業の具体的な日程調整（土日夜間の工事を含む）は、本市監督員と本市監督員が指示した調整先と行うこと。
- ・現場施工について、作業計画書に従って施工管理業務を行い、作業の進捗状況について本市監督員へ書面報告をすること。
- ・作業後の確認については、事前に本市と協議し適切に完了報告を行うこと。
- ・作業完了後に完成図書及び完成図を作成し、本市に提出すること。提出後に本市の確認を受けること。
- ・すべての対象施設の本市確認が完了した段階で施工完了とする。

4 業務の対象施設 10 か所（案）

	所管	施設名	場所
1	港湾局	六甲アイランド東部公共上屋	神戸市東灘区向洋町東3丁目3
2	地域協働局 こども家庭局	箕谷地域福祉センター 箕谷児童館	神戸市北区日の峰1-19
3	地域協働局	上淡河地域福祉センター	神戸市北区淡河町野瀬字新田459-2
4	こども家庭局	小東山児童館	神戸市垂水区小東山5-868-614
5		こべっこランド	神戸市兵庫区上庄通1-1-43
6		こども家庭センター	神戸市兵庫区上庄通1-1-27
7	消防局	西神南出張所	神戸市西区室谷2丁目12-3
8		ひよどり出張所	神戸市北区ひよどり台南町1-15-120
9	環境局	高松作業所・事業所	神戸市兵庫区高松町1-55
10		淡河環境センター	神戸市北区淡河町野瀬字南山

* 詳細設計の中でやむを得ず設置個所を変更することがある。

5 図面等の有無等

	施設名	図面	構造計算書	30分値	受電契約
1	六甲アイランド東部公共上屋	○	○	○	高压受電
2	箕谷地域福祉センター・箕谷児童館* ¹	○	—	—	低压2・電灯2
3	上淡河地域福祉センター	○	○	—	低压1・電灯1
4	小東山児童館	○	○	—	低压1・電灯1
5	こべっこランド	○	○	○	高压受電
6	こども家庭センター	○	○	○	

7	西神南出張所	○	○	○	高圧受電
8	ひよどり出張所	○	—	○	低圧1・電灯1
9	高松作業所・事業所	○	○	○	高圧受電
10	淡河環境センター* ²	○	○	○	高圧受電

*1 ひとつの建物に2組織が在籍しており、組織毎に受電を行っている為、これを考慮した設備設計とすること。

*2 淡河環境センターに限り、地上置きタイプの太陽光発電設備を可とする。設置可能な範囲は別途図示する。

6 履行期限

契約締結日から 2047 年 3 月 31 日まで

設計・施工期間：契約締結日～2027 年 3 月末（*）

維持管理期間：2027 年 4 月 1 日～2047 年 3 月 31 日（20 年間）

※2026 年度は年度内での設置完了を前提とし、遅延が無い様、設計・計画する事

7 設計業務に関する事項

- ・対象施設の更新業務を実施するために必要な設計を行い、設計図書等を作成すること。
- ・設計業務には、次のものを含むものとする。
 - ①設計のための事前調査業務。
 - ②設計図書（計算書や根拠資料含む）、計算書、内訳明細書の作成業務。
 - ③関係官公署との協議・調整・申請業務。
 - ④制約条件（施工日時制限や停電期間、機材搬出入、工事車両駐車場所、機材置場、工事用電源・水道・便所、取り合いが生じる別工事の有無・期間等）の確認・反映。
 - ⑤その他、付随する業務（調整や協議、調査、報告等。）。
- ・現地調査を行うにあたり、本市監督員及び施設担当者に事前連絡をすること。
- ・周辺環境や施設状況等を把握するとともに、配慮された設計とすること。
- ・設備を設置した際に発生する加重増加等の影響については、市から提示する施設に係る情報を踏まえ、長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重、その他外力に対し、施設の耐久性が問題ないことを確認し、その内容を書面で市に提出し、承認を得ること。必要に応じて開示資料を確認し、不足している場合が有れば請負人（乙）に於いて構造計算書の作成費用も見込むこと。
- ・壁貫通が発生する箇所についてはコア抜き用のレントゲン費用を見込む事
- ・アスベストの有無を確認し、適切な処置のもと施工すること。施工費は本業務で見込むこと。
（2026 年 1 月 1 日から特定の電気工作物の解体もしくは改造工事に対して、有資格者による石綿の事前調査が義務付けられました）
- ・設備機器及び配管等の種別・固定は「建築設備耐震設計・施工指針」（最新版）により行い、耐震性能は耐震クラス A 以上を適用する事。
- ・本業務はメーカー仕様以外の部分については以下の図書を参考とすること。
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械・電気設備工事編）
国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修公共建築設備工事標準図（機械・電気設備工事編）
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書（機械・機械設備工事編）
上記仕様書、標準図は、全て最新版とする。
- ・本業務の施工にあたり、以下の図書を参考にして適正な自主管理に努めること。

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 機械・電気設備工事監理指針

一般社団法人公共建築協会編集 機械・電気設備工事の施工管理（施工計画書作成要領）

上記図書は、全て最新版を適用する。

- ・現地調査後、施設毎に、使用機器提案書、施工検討の報告、作業計画書を作成し、本市の承諾を受けること。また、導入に際して見込まれる発電量の資料も併せて提出をすること。
- ・作業員名簿や資格の写しについては、作業計画書に添付すること。
- ・安全管理については、本市監督員及び施設担当者と十分に協議を行い、作業計画書に反映させること。安全確保に必要な措置については、請負人の負担にて行うこと。また、作業に伴い発生した施設に対する不具合や事故についても、請負人の負担にて行うこと。
- ・作業に伴う足場について、事前に設置期間や設置方法等について、本市監督員及び施設担当者と調整の上、作業計画書に反映させること。
- ・施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の事務、施工管理及びその他の関連業務、電気主任技術者の立ち会いなど、請負人の責において実施すること。また、費用負担についても請負人とする。
- ・日常点検業務用の安全対策設備費（昇降設備・安全網等）を見込む事
- ・20年間の遠隔監視費用を見込む事
- ・資材の搬出入経路や車両の駐車場所、資材置き場等については、事前に本市監督員及び施設担当者と調整の上、作業計画書に反映させること。
- ・停電等の運営上の必要な機能を停止させる場合には、事前に本市監督員及び施設担当者と調整すること。
- ・設置完了後の試験方法について、試験計画書にて提出すること。
- ・屋上設置するパネルや架台等の設置方法は、メーカー基準に基づく提案とする。ただし、建築基準法による積載荷重や風圧力等の規定は定められた基準に適合することとし、その他の外力を受けるおそれのある場合は、安全上必要な処置を講じること。
- ・機器固定は、各施設の屋根構造に適した架台と施工方法を検討し建屋機能を損ねる事の無い様にする事。陸屋根部への設置を検討する際は既設防水層の損傷を避け且つ強風による機器飛散に十分配慮されたアンカーレス架台を選定する事。
- ・陸屋根施設への設置について、各機器・部材の高さは屋上のパラペット天端以下に収まる設置とすること。
- ・所在地が沿岸部の施設もある為、各機器（パネル、PCS、架台）・部材については、適切に塩害対策を行うこと。
- ・設置される機器・部材等は、未使用品であること。
- ・太陽光発電設備の出力は、受変電設備へ繋ぎ込み、系統連係を行うこと。逆潮流防止装置を設ける場合は、施設への給電を継続できる構造とすること。これらに必要となる費用は、本業務に含む。
- ・原則、企画提案書に示した機器を使用することとし、本市監督員へ事前に使用機器提案書を提出の上、承諾を得ること。
- ・一般社団法人太陽光発電協会（JPEA）が定める「使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドライン」に基づき、化学物質の含有状況を必ず提示すること。

8 現場施工に関する事項

- ・ 施工計画書（※）を作成し、監督員に提出、承諾を得たのち、現場作業に着手すること。
- ・ 週休2日（4週8休以上）の確保に努めること。作業時間（準備・片付けを含む）は、原則として、9：00～17：00とする。ただし、事前に承諾（夜間・休日作業届による）を受けた場合はこの限りではない。
- ・ 本業務の実施にあたり当該施設の施設担当者の立会いが必要な場合は、日時等を事前に施設担当者調整を行うとともに監督員に報告すること。
- ・ 施設関係者や利用者、構造物、備品等に傷害・損傷等を与えないよう十分留意すること。万一、傷害・損傷等を与えた場合は、速やかに監督員及び施設担当者に報告するとともに、乙の負担と責任において対応すること。
- ・ 施工にあたり、工事中である旨現地の適切な位置に標示するとともに、工事関係者は腕章を着用し、工事関係車両にも掲示を行うこと。また必要に応じて仮囲等を設け、市民・施設利用者の通行等の安全に配慮すること。
- ・ 資材置き場等の工事ヤードの確保については、施設担当者と調整を行うこと。
- ・ クレーンを敷地内駐車場に配置する場合は、作業計画書を作成の上、事前に施設担当者に承諾を得ること。また、作業時は作業区画を徹底し第三者災害の無いよう努めること。
- ・ 停電作業時は電気主任技術者に立会いを依頼すること。立会いに伴う一切の費用は本工事に含む。
- ・ 停電作業については、事前に工程（タイムスケジュール）を作成し、監督員・施設担当者・電気主任技術者の承諾を得た上で行うものとする。
- ・ 設置については、使用する機器メーカーの据付要領を準拠すること。また、上記以外の作業（足場の設置等）については、本市監督員と協議をし、施設運営に支障のない施工を行うこと。
- ・ 設置に際して、壁など穴を開ける必要がある場合は、建物の構造が損なわれない位置や大きさとする。また、雨水等の侵入のおそれがある箇所は防水処理を施し、状況によっては、化粧カバー等を用いるなど配慮すること。
- ・ 作業中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。
- ・ 作業完了後は、作業場所の清掃・整理を行うこと。
- ・ 作業に伴う電気の使用については、原則として、施設内のコンセントを使用できるが、電源コードリールに漏電対策を備えたものを使用し、施設側に対して影響を及ぼさないように努めること。
- ・ 設置作業において発生する軽微な作業や補修等については、本契約の作業範囲内として実施すること。
- ・ 請負人は、施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の事務、施工管理及びその他の関連業務は、請負人の責において実施すること。
- ・ 対象施設の中には日中一般市民が利用している為、十分な配慮をもって施工すること。
- ・ 施工により発生した部材の処分方法について、事前に作業計画書にて提出すること。請負人は、発生した廃棄物適切に運搬・処分すること。現場において発生した建設副産物は一定の場所にまとめること。詳細については、本市環境局のインターネットホームページに掲載されている最新の「建設副産物対策特記仕様書」及び本市建設局のインターネットホームページ掲載の「建設副産物搬入施設指定要領」、「建設副産物搬入施設の市内搬出先一覧表」を参照すること。

9 維持管理に関する事項

- ・ 請負人は適宜、施設の電気主任技術者もしくは施設担当者と協議し維持管理に努めること。
- ・ 不具合等が発生した際に常に連絡がつき、対応ができる連絡体制表を提出すること。緊急を要する場

合は、速やかに対応すること。

- ・年一回以上の点検を行い、報告を行なうこと。点検に必要な機材、ユーティリティ等は請負人において用意すること。
- ・故障・破損など異常が生じた機器の交換作業および発電を継続させるためのパワコンを交換すること。
- ・自然災害等が予想される際の臨時点検
- ・本事業で導入される太陽光発電設備の発電量については、月次実績報告を本市へ毎月報告すること。

10 提出書類

本業務の各工程段階において、下記の資料を監督員に提出すること。

①業務着手時

- ・業務責任者通知書 1部
- ・業務内訳明細書 1部
- ・業務工程表 1部

②設計業務時

- ・業務打合せ記録簿（指示、承諾、協議等） 1部
- ・借用書（借用物がある場合） 1部
- ・設計成果品（設計図面、機器仕様、各種計算書、内訳明細書） 1式
データ（PDF、CAD等）での提出
- ・再委託承諾願（協力企業がある場合） 1部

③施工業務時

- ・現場代理人等 設置通知書（監理技術者、主任技術者） 1部
- ・施工計画書 1部
- （アスベスト除去工事がある場合は、石綿処理工事施工計画書も必要）
- ・作業工程表 1部（毎週末に翌週の工程表を提出）
- ・夜間・休日作業届、長期休暇緊急連絡先 1部（必要に応じて作業前まで）
- ・台風時等の工事現場安全対策 1部
- ・使用材料カタログ、機器仕様書等 1部
- ・アスベスト事前調査報告書（現場に看板を設置すること） 1部
- ・アスベスト施工記録報告書（※アスベスト除去作業があった場合） 1部
（施工計画書、工事記録及び工事写真、産業廃棄物処理記録、施工調査等記録等）

【再委託がある場合】

- ・再委託（下請負）について施工体系図又は履行体系図によることに関する事前通知書 1部
- ・再委託（下請負）届出書 1部
- ・施工体系図 1部

④業務期間適宜

- ・打合せ簿 1部
- ・施工体系図 1部
- ・施工体制台帳 1部

⑤完成時

- ・業務完了通知書 1部

⑥その他

- ・その他指示するもの

11 その他工事に関する一般事項

①検査

- ・委託契約約款第4条の規定により、乙は、本業務を履行期限内に完了し、甲による引渡しの検査を行う。検査の際に市の示す仕様・基準を満たしていない場合は、乙は補修その他必要な追加作業を自己の負担により行う。検査合格後、目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、その委託料を支払うものとする。
- ・甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

②施工瑕疵担保期間

- ・引渡し検査合格の日から起算して、24 か月とする。

③機器保証期間

- ・本業務にて用いる PCS 保証期間は 10 年以上、太陽光パネル保証期間は 20 年以上とする。なお、各保証期間内の不具合については、交換費用も請負人負担とする。また、保証期間の始期は別途協議による。事業期間内に不具合が発生したときは、迅速かつ適切に物品の取替、代替及び修理等を行うこと。また、保証期間終了後に不具合等が発生した際に常に連絡がつき、対応ができる連絡体制表を提出すること。

④契約保証金

- ・委託契約約款第3条の規定により、乙は、この契約の締結と同時に、この契約上の義務の不履行によって生ずる甲の損害その他乙が負担すべき債務をてん補するため保証金を納付すること。ただし、甲においてその必要がないと認めた場合は、納付を免除することができる。

⑤前金払

- ・委託契約約款第6条の2の規定により、前払を請求できる額は、当該年度支払い予定額のうち4割以内とする。なお、2年目以降の支払い予定額については、前払いを行わない。

⑥社会保険加入義務

- ・乙は、次の各号に掲げる届出をしていなければならない。ただし、当該届出の義務がない者を除く。

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- ・甲は、乙が前項各号に掲げる届出をしていないときは契約を解除することができる。
- ・乙は、乙が第1項各号に掲げる届出をしていない場合は、甲の請求に基づき、契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約罰として、甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。ただし、乙と契約しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると甲が認める場合を除く。
- ・乙が前項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
- ・前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

⑦下請負人の社会保険加入義務等

- ・乙は、⑥に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。
- ・前項の規定にかかわらず、乙は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険未加入建設業者を下請負人とすることができる。

① 乙と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合

ア 当該社会保険未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると甲が認める場合

イ 甲の指定する期間内に当該社会保険未加入建設業者が前条第1項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、乙が甲に提出した場合

② 前号に掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

ア 当該社会保険未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると甲が認める場合

イ 甲が乙に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（甲が、乙において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、乙が当該確認書類を甲に提出した場合

・甲は、乙が社会保険未加入建設業者と直接下請契約を締結したときは契約を解除することができる。ただし、前項に規定する場合を除く。

・前項の規定に基づき契約を解除した場合、乙は、甲の請求に基づき、契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約罰として、甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

・乙は、次の各号に掲げる場合は、甲の請求に基づき、損害の発生の有無に関わらず、違約罰として、当該各号に定める額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

① 社会保険未加入建設業者が第2項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号アに定める特別の事情があると認められなかったとき又は乙が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき（ただし、第3項の規定により契約解除した場合を除く。）乙が当該社会保険未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額

② 社会保険未加入建設業者が第2項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号アに定める特別の事情があると認められず、かつ、乙が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき（ただし、第3項の規定により契約解除した場合を除く。）当該社会保険未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

・乙が第4項及び前項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。

・乙が共同企業体である場合は、前各項の規定中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。

・前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第4項、第5項及び第6項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第4項、第5項及び第6項の額を甲に支払わなければならない。

・前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

⑧再委託

・再委託先等・再々委託先等が建設業法に定める工事請負を下請負として履行する場合は、委託契約約款第2条第2項の規定にかかわらず、あらかじめ乙が甲へ、「再委託（下請負）について施工体系図または履行体系図によることに関する事前通知書」及び「再委託（下請負）届出書」により通知したうえで、請負人は当該工事請負に関する下請負人については「施工体系図」により甲に届けることができる。工事の進行により施工体系図に変更があった場合にはその都度速やかに届出を行うこと。また、施工体系図に記載された再委託先・下請負人につき著しく不相当と認められるものがあるときは、甲は乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。当該再委託先・下請負人（二次以下の再委託先・下請負人も同様）が本契約の内容について不履行や契約不適合等があった場合には、乙が甲に対する債務不履行責任や契約不適合責任等を負う。

⑨損害保険等

・損害保険等は、以下の内容以上の条件により付するものとする。保険契約を締結したときは、その写しを監督員に提出すること。

① 保険種目

建築工事（基礎工事を含む）及び付帯設備工事を対象とする「建設工事保険（又は組立保険）」、第三者賠償責任損害を担保する「請負業者賠償責任保険」

② 保険契約者

請負人（乙）

③ 被保険者

本市（甲）、請負人（乙）、関係再委託先（リース仮設材を使用する場合はリース業者を含む。）

④ 保険期間

本業務着手時から目的物引き渡しまでの期間とする。

⑤ 保険金額又は填補限度額

建設工事保険（又は組立保険）は、受注金額全額（解体撤去工事を除く）

請負業者賠償責任保険の対人賠償保険金額は、1名1億円以上かつ1事故5億円以上、対物賠償保険金額は1事故1億円以上

⑥ 特約条項の付帯

建設工事保険（又は組立保険）は「水災危険担保特約条項」

請負業者賠償責任保険は「被保険者間交差責任担保特約条項（Both-way）」及び「請負業者管理者特約条項（管理下財物に関する特約）」

・①保険契約を締結したとき、②受注した工事ごとで損害保険等に付することなく、事業主として加入している包括的な保険契約等をもって、これに充てるときは、当該保険証書の写し等契約内容が確認できる資料を本市に提出すること。

⑩建設業退職金共済制度等

・建設業退職金共済制度の対象労働者を建設業退職金共済制度加入労働者数報告書により把握後、制度

に加入（自社独自の共済制度があり、建退協対象の作業員を雇用しない場合は除く。）し、その掛金収納書（発注者用）等の写しを契約締結後1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、契約締結後原則40日以内）に、監督員に提出しなければならない。

- ・工事期間中は受払簿又は掛金充当書を作成し、甲から請求があった場合は提示しなければならない。
- ・工事完成后、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、甲から請求があった場合は提示しなければならない。

⑪工事实績情報の登録

- ・受注額が500万円以上の場合は、工事实績情報システム(CORINS)に基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認並びに発注者情報の記入を受けた後に（一財）日本建設情報総合センター(JACIC)に登録申請を行い、登録完了後、「登録内容確認書」を監督員に提示する。
- ・コリンズに登録する請負金額は、施工業務を含む全受注金額とし、工期は全業務期間とする。
- ・工期の変更、配置技術者の変更、請負金額の変更（変更により請負金額が4,500万円または1億円を超える場合）のいずれかがあったときは、変更登録を行うこと。

⑫工事標示板等の掲示

- ・現場作業にあたっては、建設業法で定められた表示（看板等）及び緊急連絡体制表を作業現場の見やすい場所に表示しておくこと。
- ・業務名、業務期間、発注者、施工者、連絡先その他必要事項を簡明に示した標示板（900×600mmを標準）を作業現場の見やすい場所に表示すること。ただし、現場の状況により監督員の指示があった場合には、大きさ・記載内容について変更する。

⑬工事の安全管理

- ・安全衛生管理体制の確立及び具体的な実施内容を定めるなどし、工事現場における安全対策に努める。
- ・「建設工事公衆災害防止対策要綱」（建築工事等編）（告示第496号令和元年9月2日）及び建築工事安全施工技術指針（国整第216号平成27年1月20日）を踏まえ、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努めること。
- ・工事施工に際しては作業員に対し、作業内容及び周辺環境に応じた適切な保護具の着用を義務付けること。これに要する費用は、請負人の負担とする。
- ・高所作業を行う場合は、必ず墜落制止用器具を着用し、体調のすぐれない者は高所作業をさせない等、転落防止に努めること。
- ・電気機器等への接続・切り離し作業などは、必ず遮断器等を切った状態で作業を行うものとし、作業前には検電を行い感電防止に努めること。また、活線作業による短絡・地絡などは絶対に起こさないこと。電動工具使用の際は、漏電遮断器を取り付けるなど、上流設備に影響を与えないように作業を行うこと。

⑭疑義

- ・疑義を生じた場合は、本市監督員と協議すること。ただし、軽微なもの、技術上又は施工上において当然必要なものについては、本市監督員と協議のうえ、その指示に従うこと。

⑮機器及び材料

- ・材料は新品とし、かつ関係する規格、基準等に適合するほか、本市監督員の検査を受けて合格したものとす。合格した材料は、指定する場所に整頓して保管し、不合格となった材料は直ちに場外に搬出し、速やかに代品を納入すること。
- ・指定する材料については、本市監督員が承諾する試験所で試験を行い、その成績書を本市監督員に提

出すること。

- ・試験検査は日本産業規格（JIS）を標準とし、規定、制定の無いものは本市監督員が指示する方法により行い、試験検査成績書を提出すること。
- ・試験検査に必要な費用は、全て請負人の負担とする。
- ・必要な消耗品（ウエス、ベンジン、グリス、オイル等）、工具、測定器具は、請負人において準備したものを使用するものとし、測定器具については、十分に校正されたものを使用すること。

⑯施工の立会

・それぞれの工程において、本市監督員が施工状況（施工中、施工後など）の立会いを求めた場合は、これに応じること。ただし、工事完了後、容易に検査出来ない部分で本市監督員が立会い出来ない場合には、事前に本市監督員の指示を受けて施工し、記録写真を提出すること。

⑰部分使用

- ・甲は、第 29 条第 4 項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。
- ・前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意義務をもって使用しなければならない。
- ・甲は、第 1 項の規定により、工事目的物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

⑱保証契約の変更

- ・乙は、前条第 6 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。
- ・乙は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。
- ・乙は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

⑲保証契約の解除

- ・甲は、保証契約が解除されたときは、乙をして前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

⑳債務負担行為に係る契約の特則

- ・債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、契約書のとおりとする。
- ・各会計年度の出来高予定額は、契約書のとおりとする。
- ・甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、第 1 項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

㉑その他

・請負人は本契約を履行する上で知り得た情報を、第三者に開示又は漏洩してはならない。また、市の承諾なしに他人へ閲覧、複写又は譲渡してはならない。

・本業務に必要な資料のうち市が所有するものは請負人に貸与する。この場合、請負人は貸与を受けた資料について、業務完了とともに市に返却することとする。

・本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、本市監督員と協議すること。

・請負人の責において第三者に被害を及ぼした場合は、請負人の負担により対処すること。

㉒補則

・この約款に定めがない事項については、神戸市契約規則（昭和 39 年 3 月規則第 120 号）及び関係法令によるほか、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。